六　前回の定期事業者検査において提出した第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類
七　前回の定期事業者検査において提出した第四号に掲げる事項を説明する書類の内容（一定の期間に係るものに限る。）に変更があつた場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類

4　前項第二号又は第三号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合にあつては、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

5　第三項第四号に掲げる事項のうち一定の期間を変更した場合にあつては、第七条の十第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

6　第二項の報告書及び前二項の書類の提出部数は、正本一通とする。

［条を削る。］

［条を削る。］

［条を削る。］

（合併及び分割の認可の申請）

第七条の十四　法第四十六条の五第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　略］

七‖［一～六　略］

七　再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

八‖七　再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

［一～六　略］

3　［略］

（記録）

第八条　法第四十七条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　再処理施設の施設管理（第十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録	確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間
イ　使用前確認の結果		

（施設定期検査実施要領書）

第七条の十の三　原子力規制委員会は、第七条の十第一項の申請書の提出を受けた場合には、令第二十八条に規定する再処理施設の性能が法第四十六条の二の二に規定する原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合しているかどうかについての検査に関し、その検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

（施設定期検査合格証）

第七条の十一　原子力規制委員会は、施設定期検査に合格したと認めたときは、施設定期検査合格証を交付する。

2　前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第五十条の五第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。

第七条の十二　削除

（合併及び分割の認可の申請）

第七条の十四　法第四十六条の五第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署（新設分割の場合にあつては、署名）して、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～六　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～六　同上］

［号を加える。］

七‖［同上］

3　［同上］

（記録）

第八条　法第四十七条の規定による記録は、工場又は事業所ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従つて記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存して置かなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一　再処理施設の検査記録	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間
イ　使用前検査の結果		